

## R 3 阿南光高等学校 フェンス他改修工事

図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名
A-01	特記仕様書(1)		
A-02	特記仕様書(2)		
A-03	案内図・配置図		
A-04	フェンス改修平面図		
A-05	フェンス改修立面図・詳細図		
A-06	進入防止フェンス平面図		
A-07	進入防止フェンス立面図・詳細図		
A-08	防球ネット平面図		
A-09	防球ネット展開図		

課 長	副 課 長	課長補佐	係 長	係 長	課 員	担 当

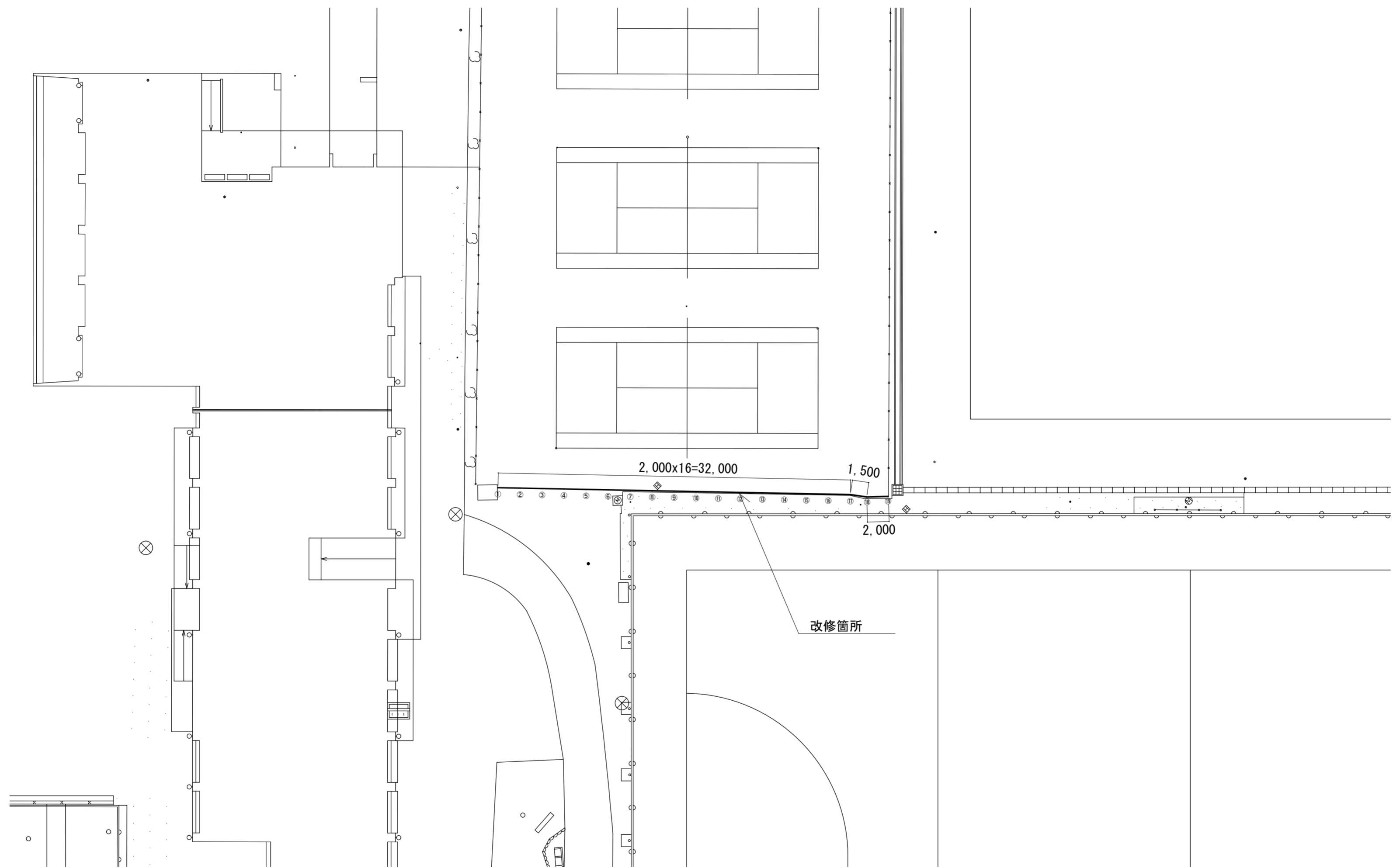
I. 工事概要		特記事項		特記事項																																			
1. 工事名称	R3阿南光高等学校 フェンス他改修工事	<p>3. 安全衛生管理</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</li> <li>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</li> </ol>	<p>4. 工事現場管理</p> <p>◎撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分許可業者の会社名(処分区分)</th> <th>優良産廃処理業者</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離(km)</th> <th>処分費(税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コークリート(無筋)</td> <td>(株)大一建設(中間処分)</td> <td></td> <td>阿南市宝田町平岡899番地4 阿南市宝田町井関302番地1</td> <td>2.2</td> <td>800円/t</td> </tr> <tr> <td>コークリート(有筋)</td> <td>(株)大一建設(中間処分)</td> <td></td> <td>阿南市宝田町平岡899番地4 阿南市宝田町井関302番地1</td> <td>2.2</td> <td>1,100円/t</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>(株)旭金属</td> <td>○</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>23.6</td> <td>0円/t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有)徳島興産</td> <td>○</td> <td>三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1</td> <td>19.5</td> <td>10,000円/t</td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(有)久保衛生</td> <td></td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>84.7</td> <td>15,000円/m3</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品適用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は、1週間とする。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</li> <li>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</li> <li>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</li> </ol> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾届」、「材料使用承諾届」、「木材使用承諾届」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p>	種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良産廃処理業者	所在地	運搬距離(km)	処分費(税抜き)	コークリート(無筋)	(株)大一建設(中間処分)		阿南市宝田町平岡899番地4 阿南市宝田町井関302番地1	2.2	800円/t	コークリート(有筋)	(株)大一建設(中間処分)		阿南市宝田町平岡899番地4 阿南市宝田町井関302番地1	2.2	1,100円/t	金属	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	23.6	0円/t	木材	(有)徳島興産	○	三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	19.5	10,000円/t	廃プラ	(有)久保衛生		徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	84.7	15,000円/m3
種類	処分許可業者の会社名(処分区分)			優良産廃処理業者	所在地	運搬距離(km)	処分費(税抜き)																																
コークリート(無筋)	(株)大一建設(中間処分)				阿南市宝田町平岡899番地4 阿南市宝田町井関302番地1	2.2	800円/t																																
コークリート(有筋)	(株)大一建設(中間処分)				阿南市宝田町平岡899番地4 阿南市宝田町井関302番地1	2.2	1,100円/t																																
金属	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	23.6	0円/t																																		
木材	(有)徳島興産	○	三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	19.5	10,000円/t																																		
廃プラ	(有)久保衛生		徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	84.7	15,000円/m3																																		
2. 工事場所	阿南市宝田町																																						
3. 工事種目	1.フェンス改修工事、防球ネット改修工事、附帯撤去工事																																						
4. 工事区分	建築一式工事																																						
II. 建築工事仕様書		特記事項		特記事項																																			
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。	<p>4. 工事現場管理</p>																																					
	<p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>「本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、原則として徳島県建設工事指名業者名簿に登録された業者より選定すること。」</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの)</li> <li>(2) 補足説明書</li> <li>(3) 特記仕様書</li> <li>(4) 図面</li> <li>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</li> </ol> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li> <li>・詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作製時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</li> </ul> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規模に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規模に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規模に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。</li> <li>・警備員は、延10人(昼10人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。</li> <li>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> <li>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</li> </ul> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p>																																						
	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>																																						
2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。																																						

	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R3阿南光高等学校 フェンス他改修工事	●図面番号	A01
		●図面名	工事概要 特記仕様書1	●縮尺	NON









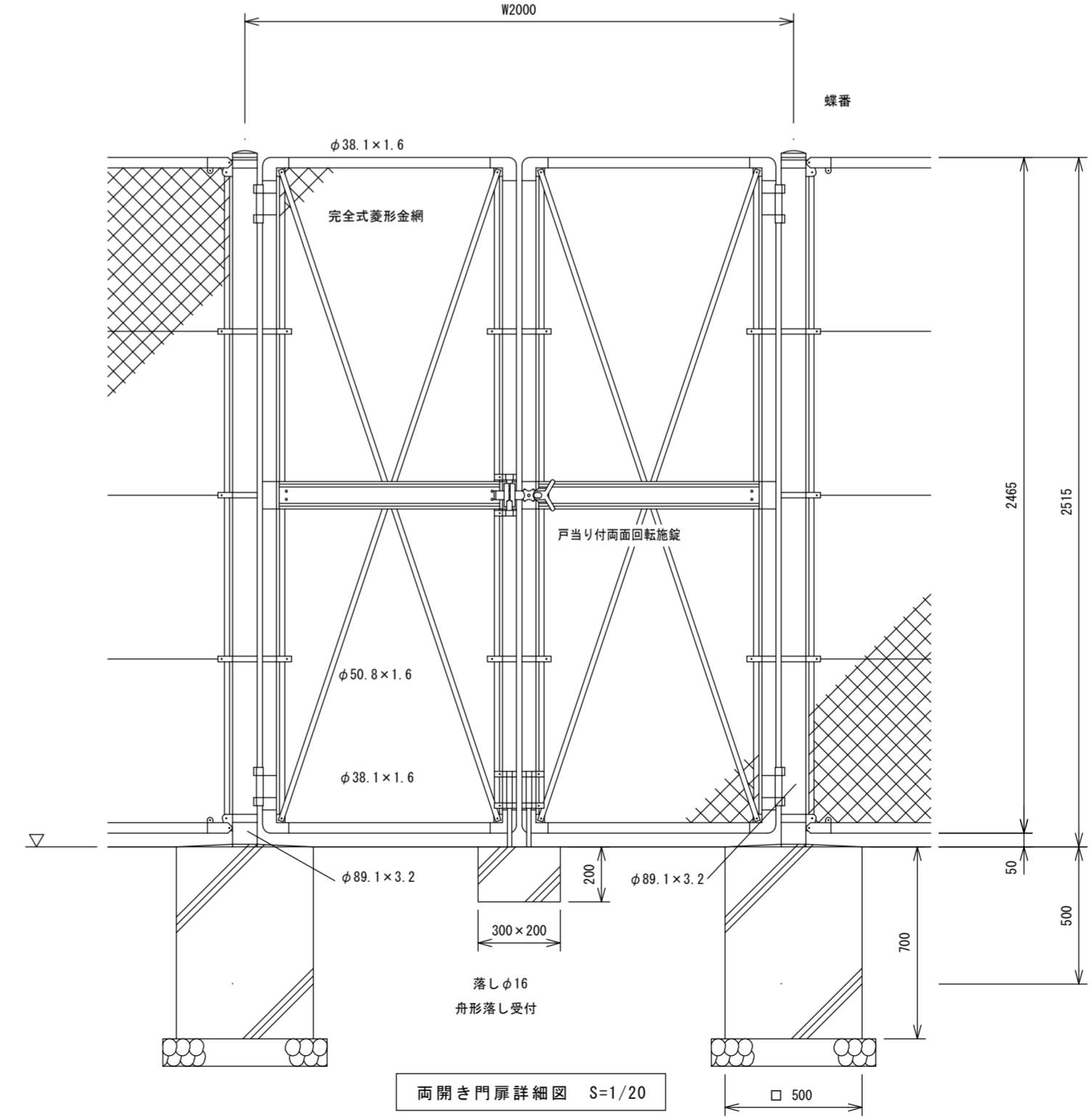
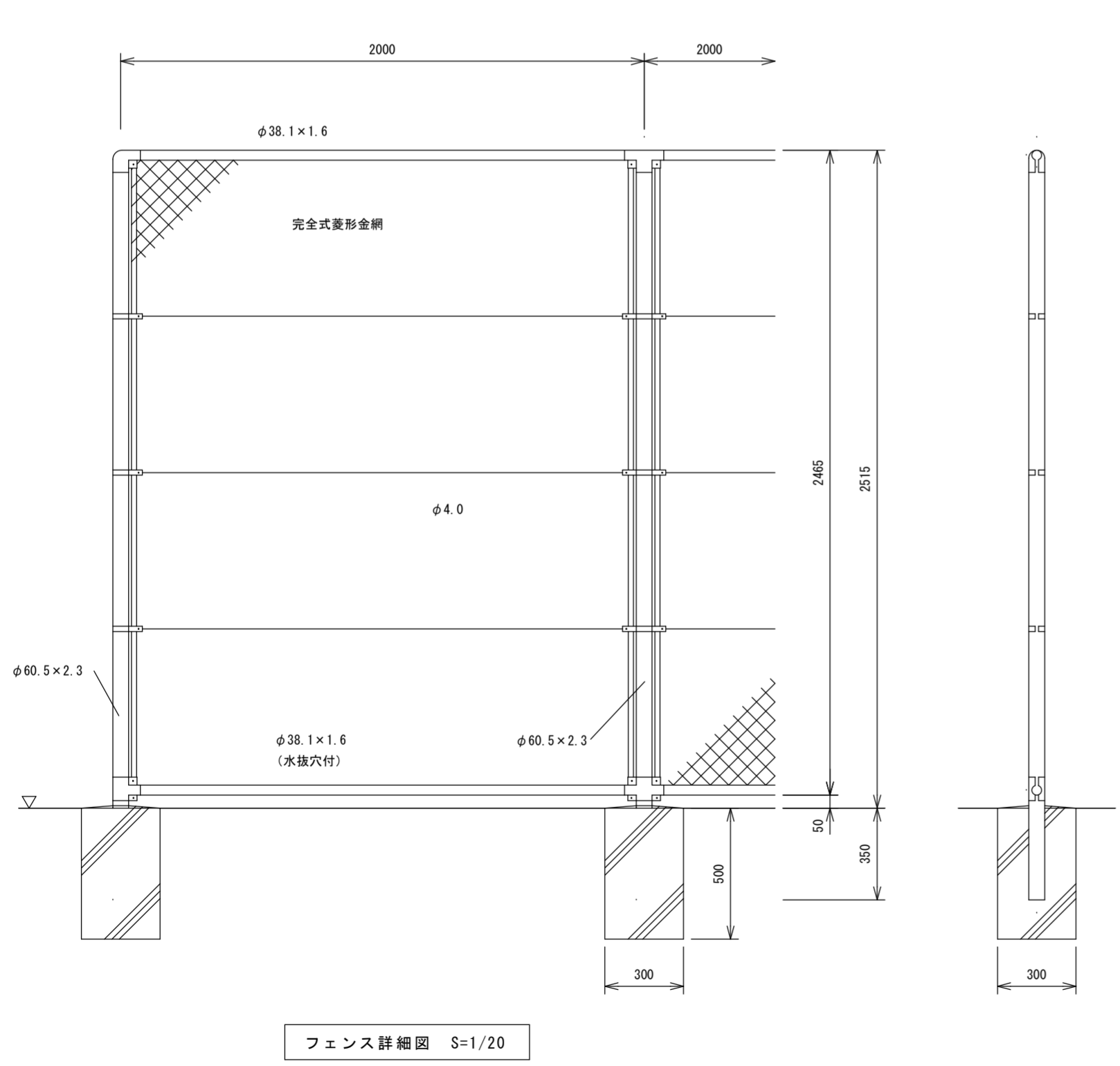
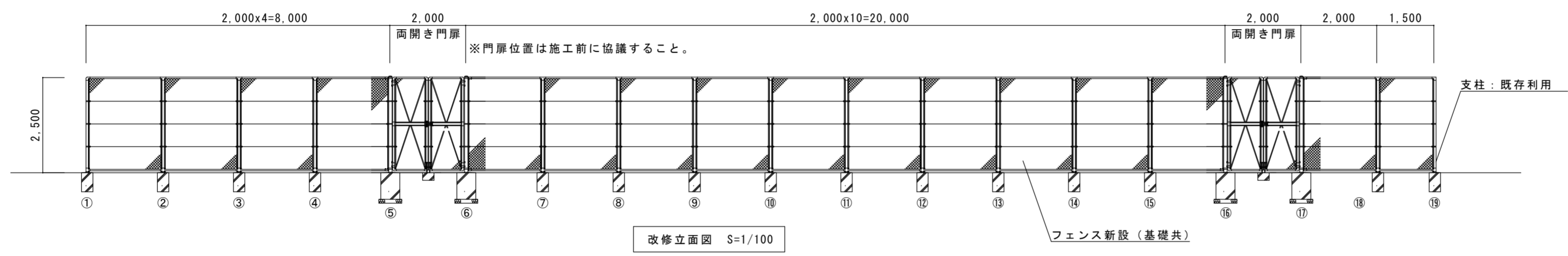
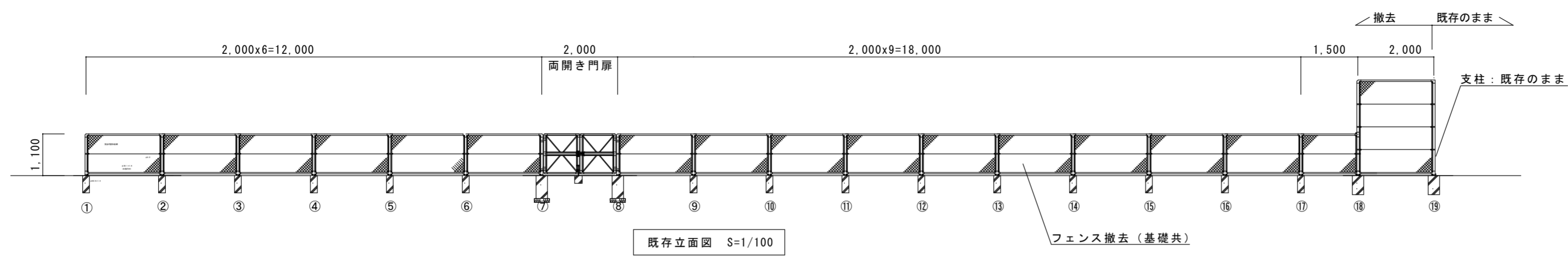
徳島県教育委員会施設整備課

●工事名 R3阿南光高等学校 フェンス他改修工事

●図面番号 A04

●図面名 フェンス改修平面図

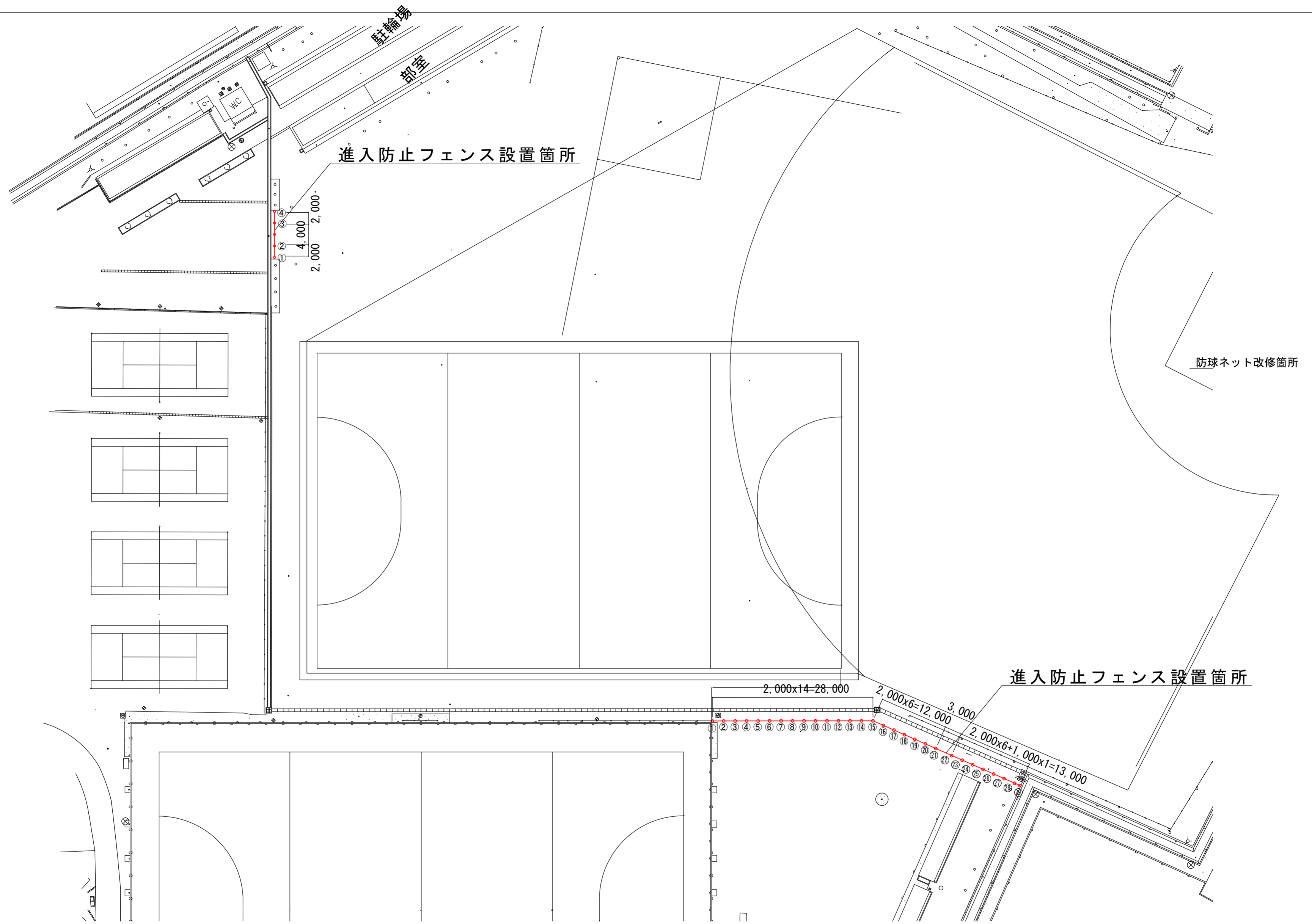
●縮尺 1/300



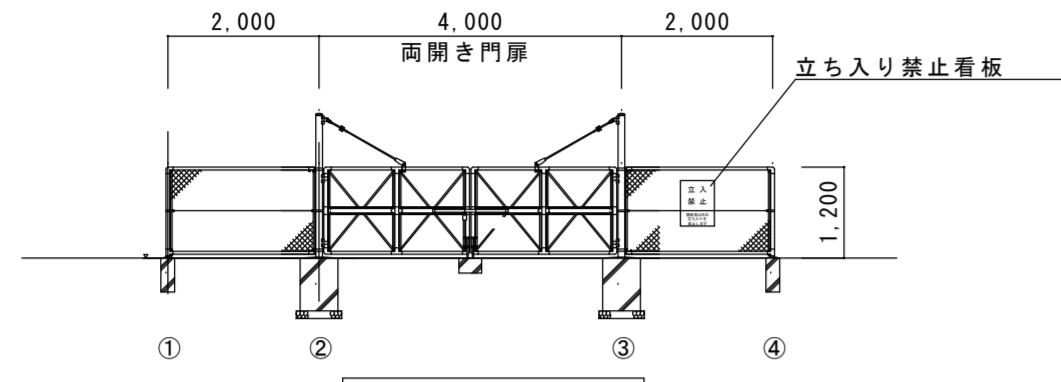
- 備考
1. 外装は金網類を除く他は溶融亜鉛めっきとする。
  2. 本回門扉は片側180°開きとする。

参考図

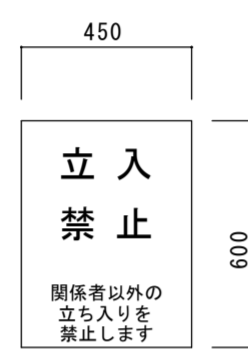
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R3阿南光高等学校 フェンス他改修工事	●図面番号 A05
	●図面名 立面図・詳細図	●縮尺 1/100、1/20



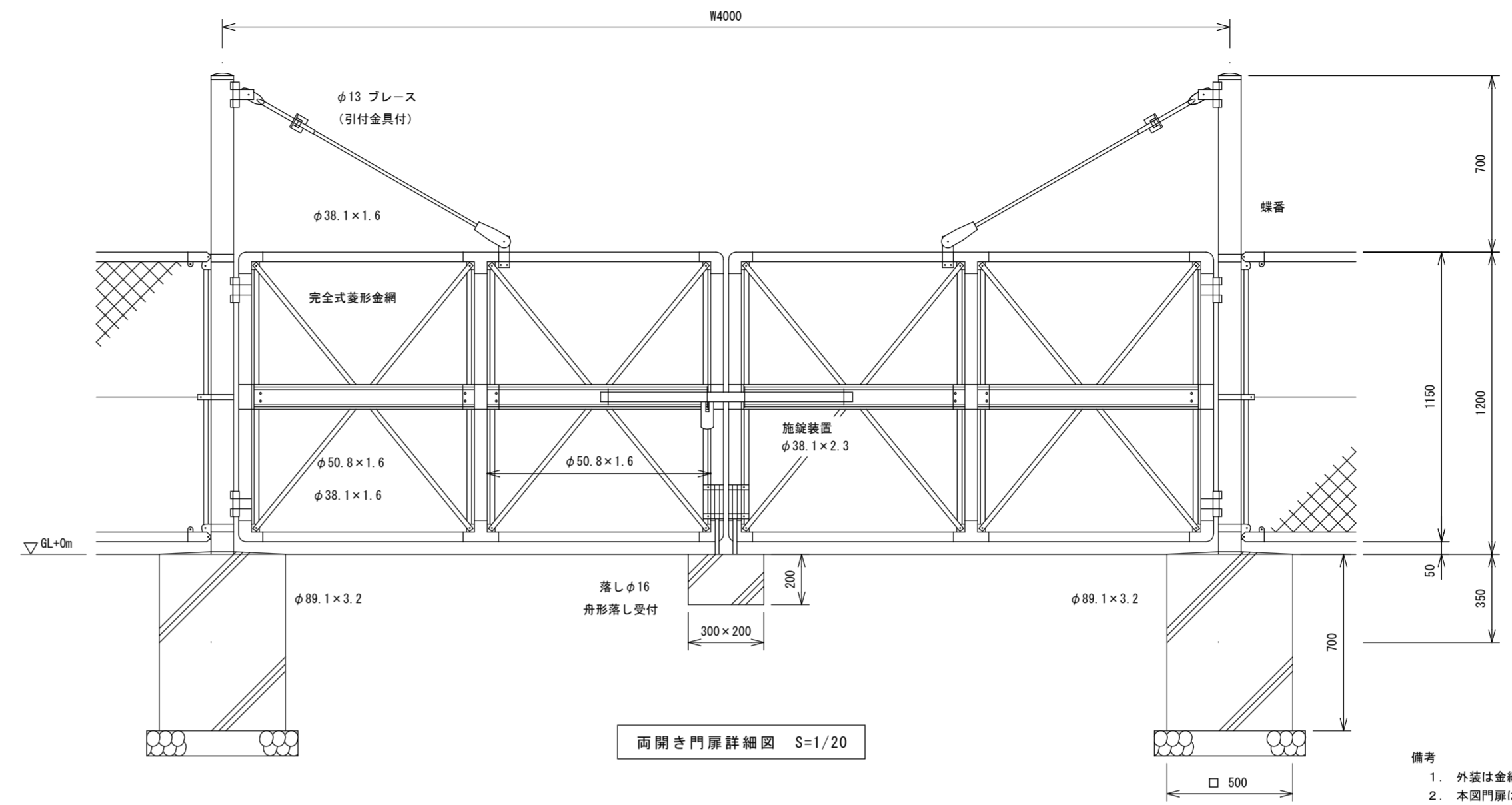
	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R3阿南光高等学校 フェンス他改修工事	●図面番号 A06
		●図面名 進入防止フェンス平面図	●縮尺 1/500



立面図 S=1/100

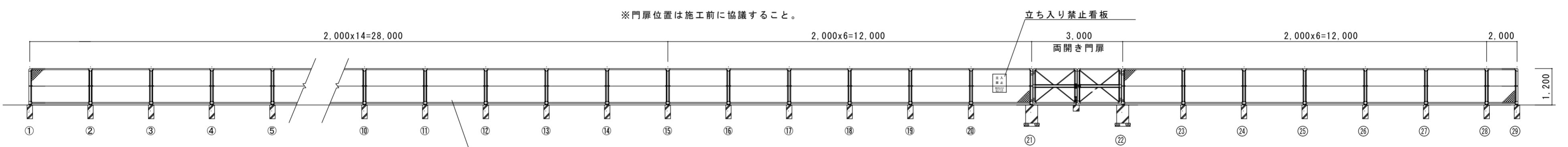


看板詳細図 S=1/20

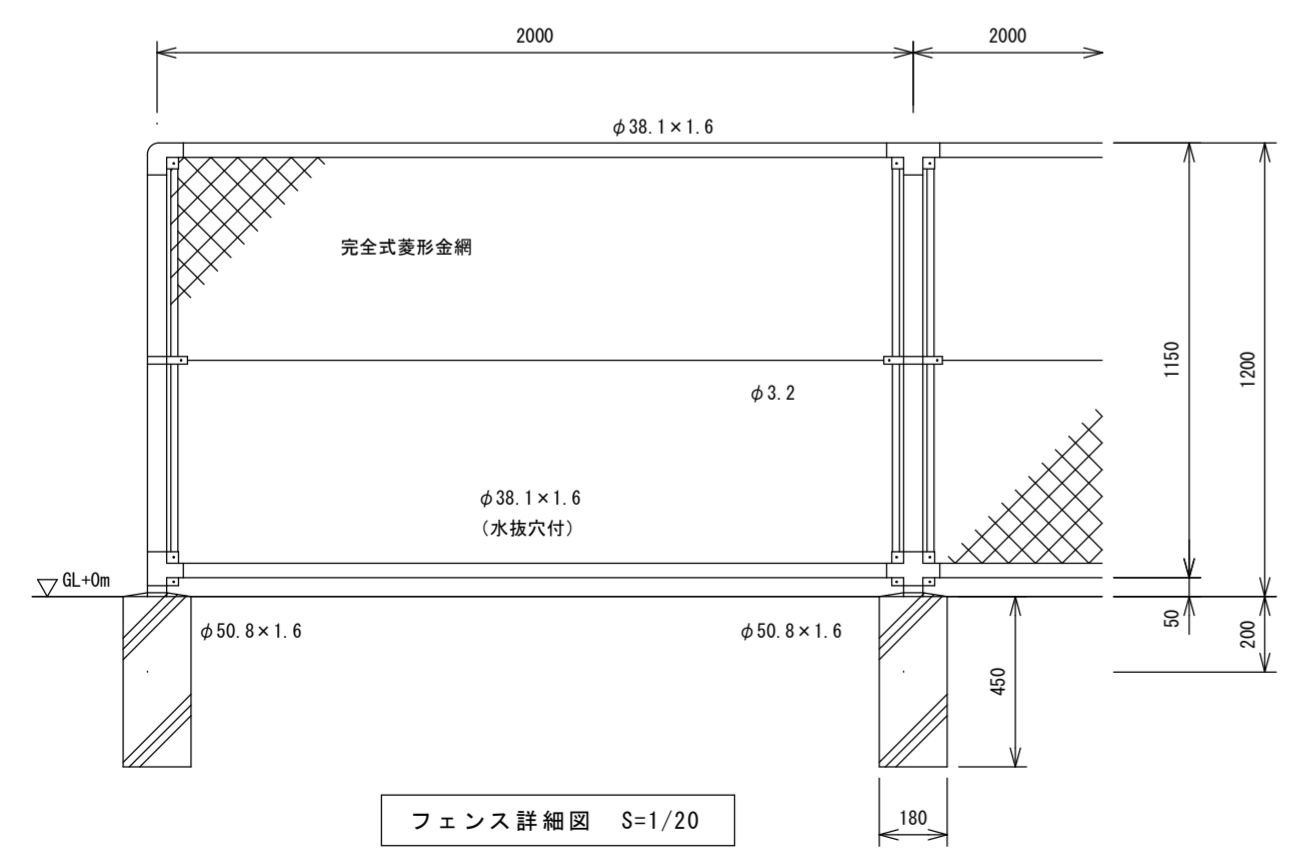


両開き門扉詳細図 S=1/20

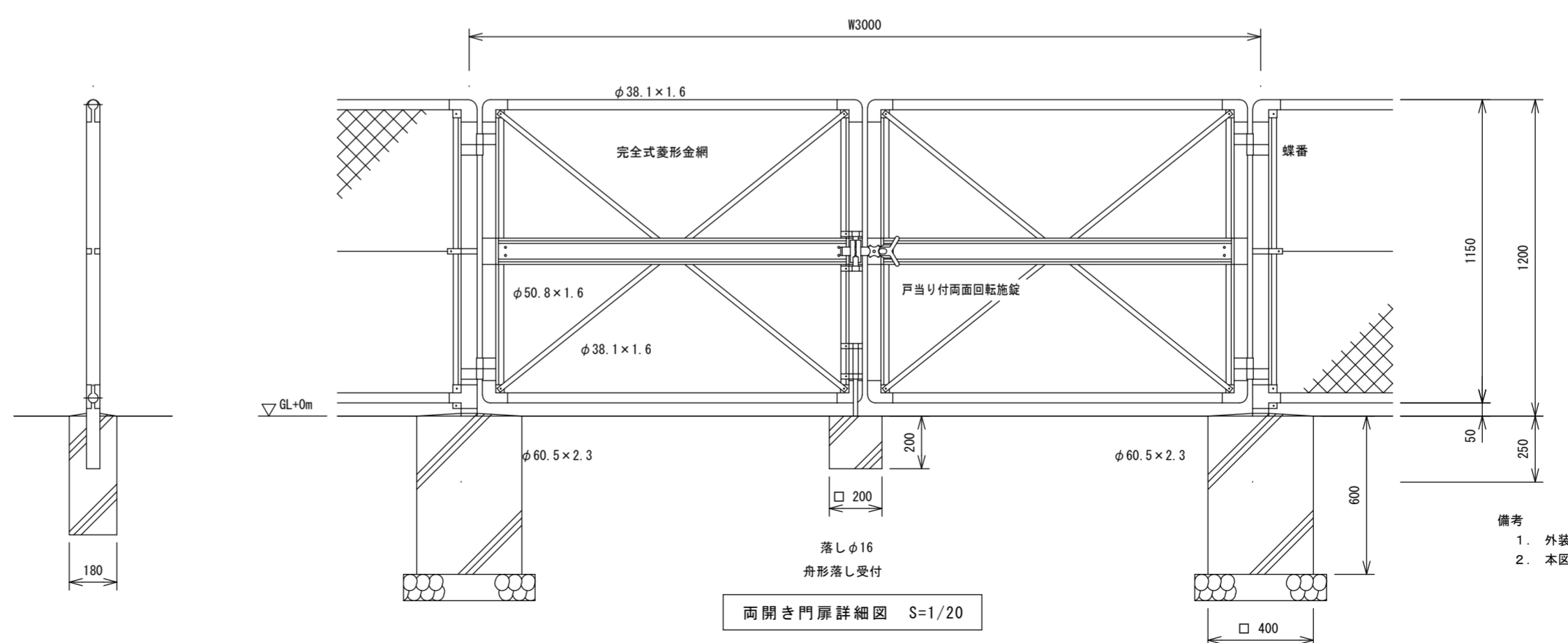
- 備考
1. 外装は金網類を除く他は溶融亜鉛めっきとする。
  2. 本図門扉は施錠側180°開き、施錠側落しとする。



立面図 S=1/100



フェンス詳細図 S=1/20



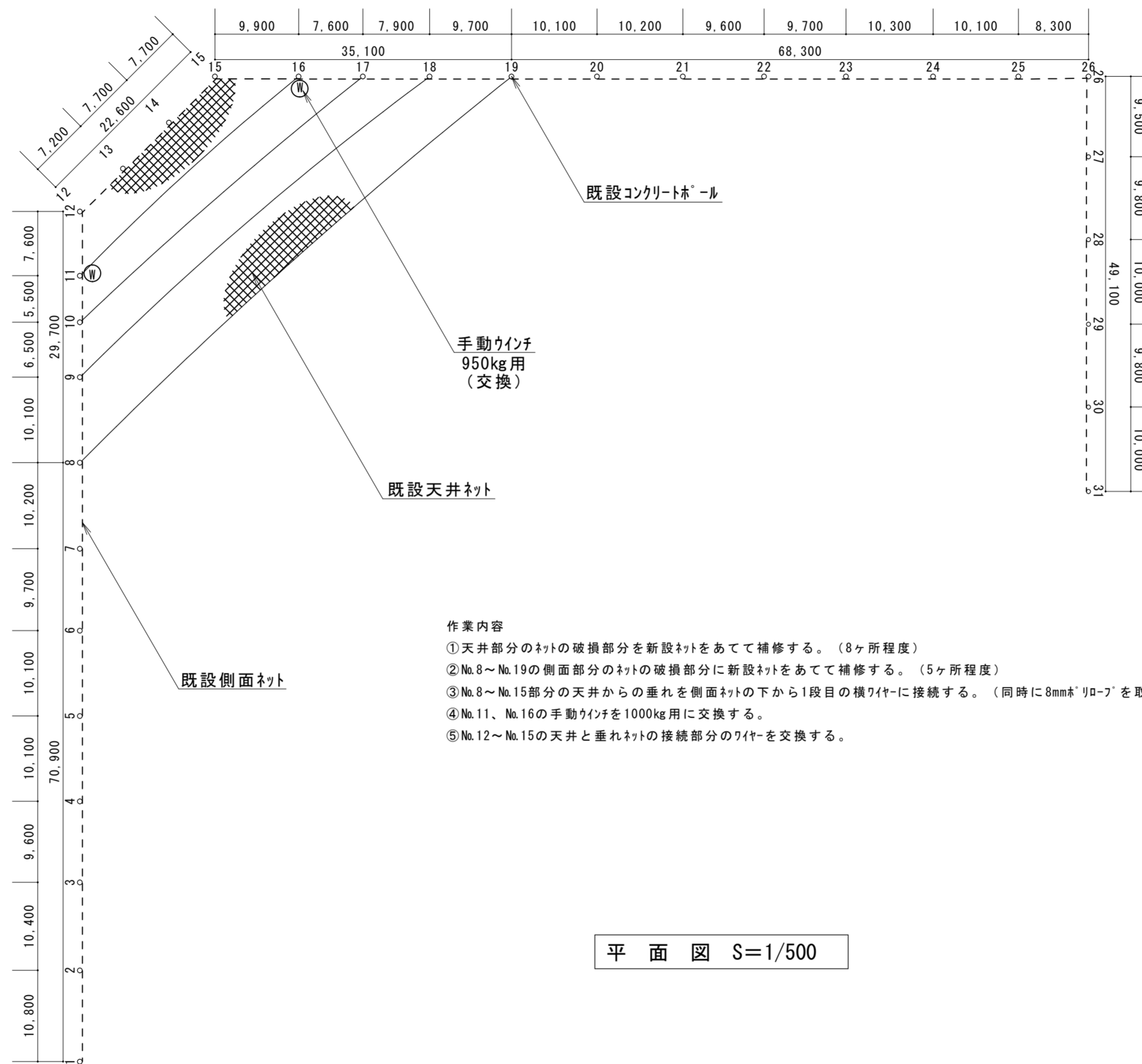
両開き門扉詳細図 S=1/20

- 備考
1. 外装は金網類を除く他は溶融亜鉛めっきとする。
  2. 本図門扉は施錠側180°開き、施錠側落しとする。

参考図

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R3阿南光高等学校 フェンス他改修工事	●図面番号	A07
	●図面名	進入防止フェンス立面図・詳細図	●縮尺	1/100, 1/20



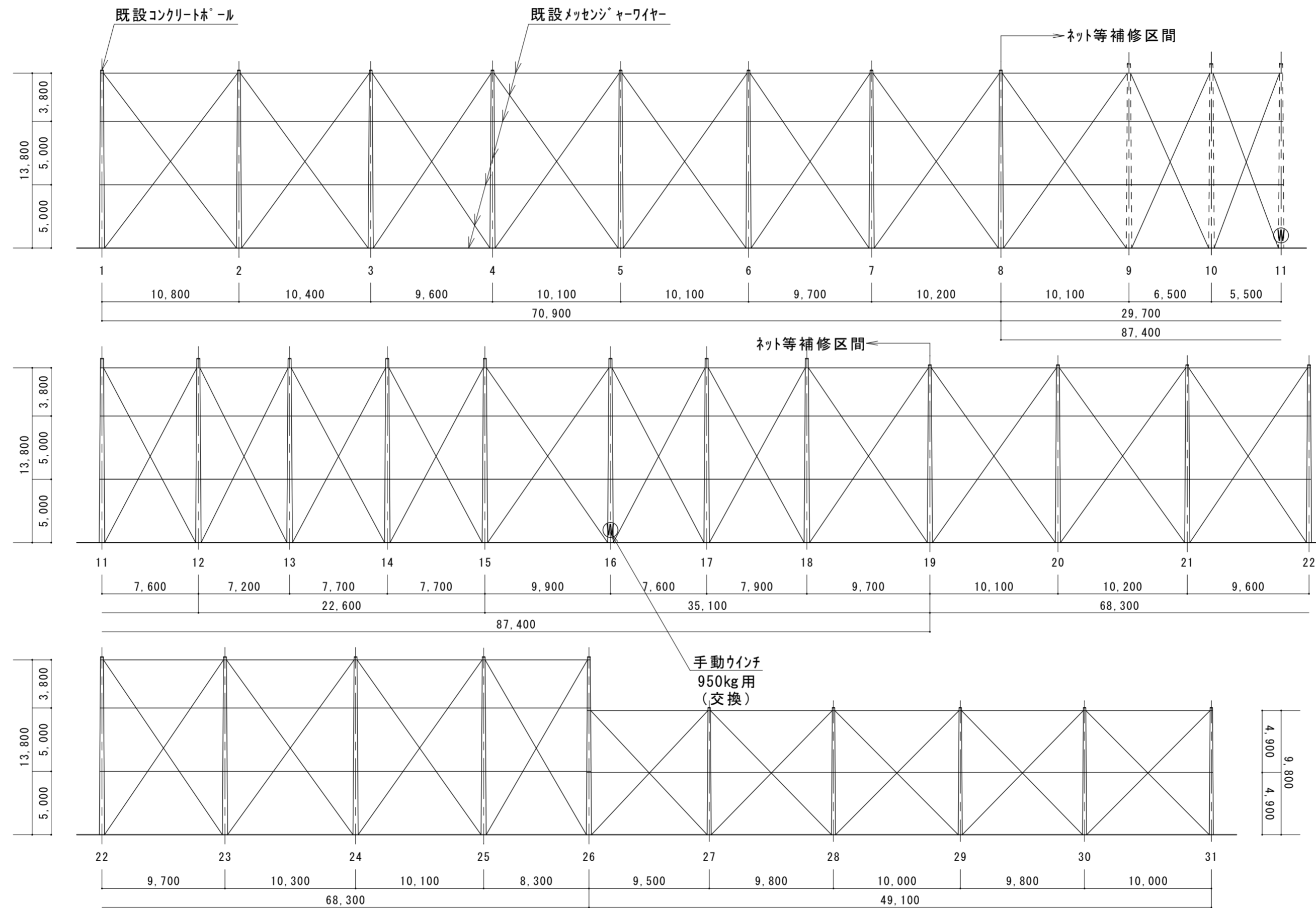


作業内容

- ①天井部分のネットの破損部分を新設ネットをあてて補修する。(8ヶ所程度)
- ②No.8~No.19の側面部分のネットの破損部分に新設ネットをあてて補修する。(5ヶ所程度)
- ③No.8~No.15部分の天井からの垂れを側面ネットの下から1段目の横ワイヤに接続する。(同時に8mmφ'リロフ'を取り付ける。)
- ④No.11、No.16の手動ウインチを1000kg用に交換する。
- ⑤No.12~No.15の天井と垂れネットの接続部分のワイヤを交換する。

平面図 S=1/500

	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R3阿南光高等学校 フェンス他改修工事	●図面番号 A08
		●図面名 防球ネット平面図	●縮尺 1/500



展開図 S=1/300

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R3阿南光高等学校 フェンス他改修工事	●図面番号	A09
	●図面名	防球ネット展開図	●縮尺	1/300